

令和8年第2回雫石町議会定例会

# 教育施策方針演述

雫石町教育委員会

本日、ここに令和8年第2回雫石町議会定例会が開催されるにあたり、令和8年度の雫石町教育行政推進の基本的な考え方と施策の大要について、総合教育会議での議論を踏まえた所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

### (はじめに)

令和7年度、学校教育においては、予測困難な時代における様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育成するために、学校ICT環境の整備や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実等による「令和の日本型教育」の構築、及び、教職員の働きやすい教育環境整備に取り組み、児童生徒の健康、安全を第一に教育行政を推進してまいりました。

また、子どもたちの成長や地域の活性化を目指し、学校と地域が共に歩めるよう様々な教育活動を展開するため、「コミュニティ・スクール」を生かし、地域の連携・協働による教育活動の充実など「地域と共にある学校づくり」を推進してまいりました。

社会教育においては、町内社会教育施設、社会体育施設において、町民の様々な文化・スポーツ活動を推進するとともに、「いわて雫石アーチェリーセンター」でのアーチェリー体験教室の実施や大学・高校などの合宿誘致、「雫石アーチェリークラブ」の設立による自主的活動の活発化など、各種文化・スポーツ振興を進めてまいりました。

令和8年度は、第2期雫石町教育振興基本計画をもとに将来を担う子どもたちが自ら夢や希望、目標を持って自己実現できるように「確かな学力」の「知」、「豊かな心」の「徳」、「健やかな体」の「体」、「公共心」や「社会参画意識」、「規範意識」をもって地域で活動する「公」の雫石独自の「知・徳・体・公」の調和のとれた「生きる力」を育てていくための諸施策を展開してまいります。

また、町民一人ひとりが、自ら高い志と意欲をもって、幸せや生きがいを感じながら、健康で充実した人生を送ることができるよう、学校教育課・生涯文化スポーツ課が一体となって、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」の実現に向け、本町教育の振興に取り組んでまいります。

それでは、以下、令和8年度の主要な施策を申し述べます。

## (主要施策Ⅰ 知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進)

まず、知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進について申し上げます。

### (1 確かな学力を育む教育)

はじめに、確かな学力を育む教育についてであります。

児童生徒の「確かな学力」を保障するため、学ぶ意欲を高め「わかる授業への取り組み」を進めてまいります。特に、児童生徒の学習改善や教員の指導力の向上が求められていることから、児童生徒の「つまずき」に着目し、小学校1年生から中学校3年生まで全学年で一人ひとりの学力状況を経年で把握できる調査体制等を整えながら、学習内容の確実な定着に繋がるよう「わかる授業」への改善に積極的に取り組みます。併せて、学級集団や児童生徒個々の状況を的確に把握する調査も継続し、よりよい学級づくり及び人間関係づくりを支援してまいります。

ICT教育については、児童生徒の情報リテラシーの向上を目指し、教員の授業での積極的活用を促すとともに、引き続きICT支援員による授業支援を行うなど、学習内容に沿った効果的な活用の支援に取り組んでまいります。また、児童生徒個々の学習スタイルに合わ

せた学習内容のさらなる定着と、家庭との連携をもとに、ICT端末による家庭学習の習慣化を図ってまいります。

不登校対策については、その要因が多岐にわたっており、個々へのきめ細かい対応が求められているところですが、中学校に町独自の教育相談員や適応支援相談員の配置を継続し、不登校生徒をサポートする校内教育支援センターの運営を充実させてまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門相談員の派遣制度の活用や「居場所づくり」、「絆づくり」など児童生徒が安心して学校生活を送れるよう校内体制の充実を図りながら、学校不適應の未然防止やその早期解決に努めてまいります。加えて、不登校児童生徒宅への家庭訪問を継続するなど、本人はもとより保護者への支援を粘り強く行い、家庭と学校、児童生徒と教員の良好な関係を保つよう努めてまいります。

特別支援教育については、児童生徒の発達障がい等へ適切な対応が求められる中、その専門性の一層の向上を目指し、教職員研修の実施や専門家による訪問指導等を継続してまいります。また、教育支援委員会を開催し、適正な就学指導を進めてまいります。併せて、各学校に町独自で学校支援員を適切に配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を継続して進めてまいります。

## (2 豊かな心を育む教育)

次に、豊かな心を育む教育についてであります。

近年、青少年の犯罪やSNS等のトラブルが増加するなど、児童生徒が不安やストレスを多く抱えるこの状況を鑑み、児童生徒一人ひとりが豊かな心を育み、命の大切さを基盤とした道徳性と人権意識が身に付くよう、道徳教育や特別活動の充実を図ります。

いじめ問題については、「自他の生命尊重」を基盤とした「いじめの起こりにくい学校、学級の風土づくり」に取り組むことやいじめに対しての積極的認知や早期の組織的対応に努めるとともに、教職員の資質能力の向上を図る校内研修の充実に努めるなど、「いじめを絶対に許さない」安心できる学校生活を築くよう努めてまいります。

また、社会的な問題となっているスマートフォン等の利用によるソーシャルメディアを介したトラブルなど、保護者と連携して、家庭においても利用ルールを定める等、これまで以上に協力を求めながら情報モラル教育の充実を図ってまいります。

## (3 健やかな体を育む教育)

次に、健やかな体を育む教育についてであります。

児童生徒の体力向上については、運動能力状況調査により本町小中学生の実態を十分に把握し、日常の学校生活における運動量の確保を目指すとともに、体育科の授業での指導方法の工夫改善による取り組みを継続的に進めてまいります。

また、部活動の地域クラブへの移行については、国は新たに地域展開として、改革実行期間を前期計画令和8年度～令和10年度、後期計画令和11年度～令和13年度と定めていることから、本町においても体制の整備や保護者の負担のあり方、指導者の育成などについて段階的に検討してまいります。

学校給食については、本町が誇る自校式給食の強みを最大限に活かし、地産地消や食育のさらなる充実を図るとともに、町内農業生産者との交流に取り組みます。また、令和8年度より開始される小学校における国の給食費無償化制度に合わせ、保護者の経済的負担を軽減し、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支えるため、小学校だけでなく中学校におきましても、町独自の施策として、これまでの半額助成から全額公費負担とするとともに、公会計化を継続してまいります。

児童生徒の健康課題の対応については、肥満防止対策として、岩手県の「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業を実施しており、本町も「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活

習慣」に積極的に取り組むとともに、冬期間の運動不足解消のため、町独自で「雫石っ子体力向上事業（縄跳び運動）」を継続してまいります。

また、むし歯予防対策として、令和8年度は各家庭におけるむし歯予防に対する意識向上を図るため、児童生徒へ歯科医の推奨する歯ブラシの配布を行うとともに、各小中学校におけるフッ化物洗口の取り組みに向け、関係機関との連絡調整や実施体制の構築などの検討を進めてまいります。

#### （４ 学校と家庭・地域との協働による教育の推進）

次に、学校と家庭・地域との協働による教育の推進についてであります。

「公共心」や「社会参画意識」、「規範意識」をもって地域で活動する雫石独自の「公」の取り組みを進めるため、ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育施策の一つである「コミュニティ・スクール」を通して、社会総がかりでの子育ての実現を目指すとともに、各小中学校における特色ある教育活動を生かしながら地域との連携・協働による学校づくりと地域づくりに取り組んでまいります。

## (主要施策Ⅱ 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備)

次に、児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備について申し上げます。

### (1 安全安心を保障する学校環境の整備)

はじめに、安全安心を保障する学校環境の整備についてであります。

ICT教育の環境整備については、令和7年度に、国の「NEXT GIGA」への取り組みとして児童生徒の一人一台端末機の更新をおこなっておりますが、ICT教育の更なる充実と児童生徒一人ひとりの深い学びの実現に向けて取り組んでまいります。

通学路の安全対策については、スクールガードの見守り活動の他、町教育委員会や防災課、盛岡西警察署や道路管理者等の関係機関合同による通学路等安全推進連絡協議会を開催し、通学路等の危険箇所の点検調査の実施など危険箇所の把握と併せて防犯面での連携強化を図りながら登下校時の安全確保に努めてまいります。

また、近年、クマの出没が多発していることから、クマ対策として学校敷地内の栗の木伐採やスクールガード用クマ鈴の配布を予定して

おり、児童生徒及び教職員やスクールガードの安全確保にも取り組んでまいります。

## （２ 安心して学ぶための支援体制の整備）

次に、安心して学ぶための支援体制の整備についてであります。

全ての児童生徒が、経済的な理由に左右されることなく、等しく学習機会を得られるよう、学校生活に必要な学用品費や修学旅行費、新入学学用品費等を支援する就学援助を継続するとともに、教育の機会均等や人材育成のため、経済的理由により高等学校以上の学校に就学が困難な方へ、就学資金の貸付を継続してまいります。

雫石高等学校の学びの環境整備については、「虹色コンパス」などのキャリア教育支援事業や中高生が共に学び合える場としての「公営塾」などの「中高連携」を今後も引き続き継続してまいります。また、雫石中学校の生徒保護者はもとより、近隣の中学校の生徒保護者にも雫石高校の魅力を紹介し、入学者を確保するなど、地域に根ざした学校づくりを支援してまいります。

### (3 教職員の働く環境の整備)

次に、教職員の働く環境の整備についてであります。

教職員の働き方改革については、現行の「雫石町教職員働き方改革プラン」を1年延長するとともに、国の法律改正を踏まえて新たな目標を掲げ、引き続き教職員の業務の負担軽減及び長時間勤務の縮減を目指し、学校と町教育委員会が連携協力して教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

### (主要施策Ⅲ 生涯学習社会の推進)

次に、生涯学習社会の推進について申し上げます。

#### (1 生涯学習の推進と充実)

はじめに、生涯学習の推進と充実についてであります。

グローバル化、情報化、高齢化など急速な社会の変化により、町民の生活様式も大きく変化する中、町民が心豊かに暮らすために、生涯を通じて学びたいことをそれぞれの手段や方法で楽しく学べる環境をつくるとともに、高齢者の生きがいにつながる講座を引き続き実施し、包括支援センターや関係機関と連携のもと、いつでも、どこでも、だれ

でも学べる多様な学習の機会と仲間同士の交流の場を提供してまいります。

町立図書館は、地域における生涯学習と文化の創造に中核的な役割を担っており、多様な町民ニーズに対応した適切な資料や情報の提供を行うとともに、各種おはなし会等の開催や乳児とその保護者を対象としたブックスタート事業を継続するなど、幼児・児童生徒及び幅広い世代が読書の楽しさを実感しながら生涯にわたって読書に親しむ習慣を促してまいります。また、各世代の読書ニーズに合った図書の設定や、利用者の資料検索などの支援を行うなど、読書に親しめる居心地の良い空間づくりと利用者の利便性の向上に努めてまいります。

## （２ 地域に根ざした青少年の育成）

次に、地域に根ざした青少年の育成についてであります。

令和３年度から実施している「コミュニティ・スクール」は、地域学校協働活動支援員がコーディネーター役として学校運営協議会と連携しながら、地域と学校がWIN×WINの関係のもと一体となって成長していけるよう取り組みを進めてまいります。

また、平成１６年度より取り組んでいる富士市と雫石町との少年交流事業について、令和８年度は、富士市の小学５，６年生約３０名が来

町し、様々な体験等の交流を通して富士市との少年少女の友好を深めてまいります。

## （主要施策Ⅳ スポーツによる地域活性化の推進）

次に、スポーツによる地域活性化の推進について申し上げます。

### （1 多様なスポーツ活動の推進）

はじめに、多様なスポーツ活動の推進についてであります。

町民の誰もがそれぞれの体力や年齢、興味、目的などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことができるように、スポーツ活動への参加を促進しながら、生活の中にスポーツを身近なものとして感じられるよう、気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進してまいります。特に、令和4年度から実施している生涯健幸プロジェクトにおけるフィットネス事業については、スポーツ活動や健康づくりのきっかけとなるよう継続して取り組むとともに雫石町スポーツ協会や各地区体育会等を通じ、地域の活動に繋がるよう推進してまいります。

また、令和7年4月に設立された「雫石アーチェリークラブ」においては、幅広い年代がアーチェリー競技に取り組んでおり、継続してクラブの支援を行いながら、競技人口の拡大や普及に積極的に努めてま

います。併せて、今後もスポーツ合宿や大会の誘致に努めるとともに、スポーツを通じ交流人口の拡大や地域のにぎわい創出に取り組んでまいります。

町営スポーツ施設については、施設の安全安心な利用及び多様なニーズに対応した快適なスポーツ環境を整備するため、施設の改修や運動器具などの備品更新を適宜行ってまいります。

## （２ 競技スポーツの推進と交流）

次に、競技スポーツの推進と交流についてであります。

競技スポーツの推進に向けては、競技力向上のためにも幼少期から運動に親しみ、発育発達に応じた指導を行うことが重要であることから、スポーツ団体の活動や指導者育成の支援を行うなど、多様な目的、年齢に対応したスポーツ機会の創出に向け、各種競技大会の開催や上位大会への選手派遣の支援に取り組んでまいります。

また、「いわてスポーツコミッション」や「盛岡広域スポーツコミッション」等とも連携し、各種競技のスポーツ合宿・大会誘致活動に積極的に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大に努めてまいります。

## (主要施策Ⅴ 文化芸術活動の推進)

次に、文化芸術活動の推進について申し上げます。

### (1 文化芸術活動の活性化)

文化芸術活動の活性化については、町民の自主的・主体的な創作活動や文化芸術団体の活性化を図り、生きる喜びと創造性や感性を育むために、総合芸術祭をはじめとする芸術文化活動の成果を発表する場を設け、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

また、より多くの町民が質の高い優れた文化芸術に触れ、すばらしさを実感することができる事業として、令和8年度も継続して学校芸術鑑賞教室や東京藝術大学音楽創生交流事業に取り組みます。

## (主要施策Ⅵ 歴史文化の保存と継承)

次に、歴史文化の保存と継承について申し上げます。

### (1 文化財の保存・継承及び活用)

時代を超えて町や地域の象徴として親しまれ、保存承継されている有形・無形の文化財は、社会環境の変化、価値観の多様化等を背景にその保存や継承が容易ではないことから、今後は、後世に引き継がれるよう、地域の有形・無形文化財の保存伝承活動に対する支援制度を新

たに創設するとともに、関係団体等と連携を深め、調査、研究や発表の場を引き続き設けながら、保存、継承及び伝承活動を支援してまいります。

また、郷土史の普及啓発を図るため、雫石町史に関わる資料集のデジタル化に取り組んでまいります。

加えて、町の歴史や文化を後世に伝えていくために、歴史民俗資料館の活用を促進し、郷土史団体と連携して郷土の歴史を学ぶことができる講座や教室の開催にも継続して取り組んでまいります。

### (むすび)

以上、令和8年度における教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げます。

国の「教育振興基本計画」においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が示されております。

このことを受け、雫石町の教育を進めるにあたり、豊かな学びの環境で、自分のよさや可能性を發揮し、多様な人々との関わり合いを大切にしながら、社会で生きていく過程の中で、人の「温かさ」や心の「豊かさ」に触れながら、人間的な成長ができること、そして力強く

豊かな人生を切り拓き、雫石町の未来の創り手となることを目指して教育施策を進めてまいります。

また、生涯学習や文化芸術、生涯スポーツ分野においても、知識や教養を深め、個人の人生を豊かにするだけではなく、学習を通じた仲間づくりや学習成果を生かした地域づくり・町づくりへ進展し、それにより地域の活性化が全ての人のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでまいります。

むすびに、令和8年度においても「第2期雫石町教育振興基本計画」に基づき、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」を目的とした雫石の教育推進のために、より一層、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、雫石の未来を担う人づくりを目指し、その重責を果たしてまいります。